

# 藤里地区活性化計画

秋田県藤里町

平成20年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	藤里地区活性化計画	市町村名	藤里町	地区名	藤里地区	計画期間	平成20年度～平成22年度
都道府県名	秋田県						

**目 標 :**  
 第四次藤里町総合振興計画では、新しい魅力づくりによる農林業の展開を掲げ、農業後継者を育成確保するためには、農業振興公社を設立し、新規学卒者や就農志向者の受け入れ等環境整備に努めることにしています。  
 また、現在町をあげて取り組んでおります、ツーリズム事業の展開につきましては、交流人口の増を目指して、体験・滞在・交流型の観光地として整備することとしており、エコ、グリーン・ツーリズムの普及・定着化を図り、都市住民との交流を積極的に進めると共に、地場産品の地元消費を目指し、町民参加型の民宿産業を推進することとします。  
 具体的な数値目標は次のとおりとします。  
 ●交流人口の増加:年間276,477人から、目標282,000人(2.00%増)とします。

**目標設定の考え方**  
**地区の概要:**  
 藤里町は、秋田県の北西部に位置し、青森県境を一辺とする逆三角形の地勢で、北は白神山地、南は能代平野の延長の米代川に通じています。その形状は東西20.2km、南北22.5kmで、面積は281.98km<sup>2</sup>となっております。  
 集落は、米代川の支流である藤琴川と、その支流である粕毛川沿いに散在しています。集落と同様に両河川沿いに狭あいな耕地が広がり、町土の91%を山林と原野が占め、北部一帯の国有林の面積は170.4km<sup>2</sup>で、全面積の60%強を占めております。  
 稲作を中心として、畜産、アスパラ、特用林産物等と合わせて、農林業の複合経営が町の基幹産業であります。担い手の高齢化や後継者不足などが深刻化してきております。

**現状と課題**  
 本町は高齢化率が37%を超えて全県下第2位となっております。並行して、基幹産業である農林業従事者の高齢化が進んでいるため、農地の基盤整備事業や林業施業のための作業道の開設などにより、農林業作業の軽減化を図っているところであります。また、産地直売施設ができたことにより、従来までは自家消費が主体であった畑作物についても、少しずつではありますが地場産品としての換金意識が向上してきました。  
 平成5年12月に世界自然遺産に登録された白神山地の麓の町としての地の利を活かし、ツーリズム事業の展開による地域活性化計画を策定し、地域特産物の地場消費と、宿泊交流体験による活性化を推進しようとしておりますが、まだまだ受皿となる農家や施設が少ないことから、交流活動の拠点となる施設や地場産品を地元で消費するための施設の拡充が急務となっております。

**今後の展開方向等**  
 公共施設の有効活用を図ることを目的に、平成17年に「緑と魅力あふれる町・藤里再生計画」が認定され、地域の集会施設に活用していた公共施設に、交流・宿泊体験ができる機能を付け加え、折しも公共施設等の業務委託契約から、更なる施設の有効活用を図るための指定管理者制度への移行も相まって、地域活動推進協議会が運営母体となって、地域をあげてツーリズム事業に取り組んでおります。  
 これらの活動が起爆剤となって、今回事業を希望している地域から既存の集会施設に体験・交流活動ができる機能の拡充が要望されており、組織の立ち上げと、受け入れに向けての機運が次第に高まってきています。  
 今後この地域への誘客導入を支援しながら、他地域へも徐々に同様の事業化を図って参りたいと考えております。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
藤里町	真名子地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	藤里町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務 = 該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項) = 該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項 = 該当なし

--

### 3 活性化計画の区域

藤里地区(秋田県藤里町)	区域面積	281.98km <sup>2</sup>
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積281.98km <sup>2</sup> のうち、山林面積が89%を占め、平成17年国勢調査で見ると、就業者の19%が農林業に従事し、兼業農家を含めると、町民の大部分が農林業従事者か関係事業者であります。		
②法第3条第2号関係： 人口減少(国勢調査人口は平成12年から平成17年で7.6%の減)、高齢化傾向(平成17年国勢調査の高齢化率は35.5%)から見て、本町の活性化のためには、交流事業を進めることは不可欠であります。		
③法第3条第3号関係： 市街地を形成している地域はありません。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 : 該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 : 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
<p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準</p>		
<p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準</p>		
<p>設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法</p>		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
<p>農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件</p>		
<p>その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項</p>		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

・ 目標の達成状況の評価については、以下のように取り扱う。

交流人口については、独自で行なっている観光入り込み客数調査により把握し、検証する。

事業全体としては、目標達成に向けて年次的に状況を把握し、適正な評価を行なっていくこととする。

